

## 都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和7年3月14日（金）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）西野 太一 （副委員長）吉岡 古都  
門脇 一男 津田 幸一 中田 利幸 錦織 陽子  
森田 悟史 森谷 司 渡辺 穰爾

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

#### 【経済部】若林部長

[経済戦略課] 宮本課長 岩田産業・雇用戦略室長 宮中企業立地推進室長  
[商工課] 坂隠次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐  
森田ふるさと振興担当課長補佐

#### 【文化観光局】石田局長

[観光課] 田仲課長 宮前観光戦略担当課長補佐  
[スポーツ振興課] 成田課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐  
[文化振興課] 大塚課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐  
山根史跡整備推進室長 原文化振興官  
[ねんりんピック推進課] 松本課長 寺本課長補佐兼企画運営担当課長補佐

#### 【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

[農林課] 山内課長補佐兼農政担当課長補佐 井田農林振興担当課長補佐  
深吉土地改良担当課長補佐  
[水産振興室] 宅和室長  
[地籍調査課] 森脇課長

#### 【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 遠崎課長 柳田課長補佐兼総務担当課長補佐 伊澤管理担当課長補佐  
[都市整備課] 本干尾課長 田居公園担当課長補佐 古田河川担当課長補佐  
中原米子駅周辺整備推進室長  
[道路整備課] 山中次長兼課長 督永道路改良担当課長補佐  
長谷川道路維持担当課長補佐  
足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐  
[建築相談課] 神門課長 岸崎建築審査担当課長補佐  
[住宅政策課] 西村課長 片山空き家・空き地対策室長  
潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

#### 【上下水道局】朝妻水道局長 遠藤下水道部長

[下水道企画課] 横木課長 折戸下水道企画室長 田中総務担当課長補佐  
石原総務担当係長  
[営業課] 林次長兼課長 遠藤普及担当課長補佐

[下水道整備課] 北村課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐  
伊藤管路維持担当課長補佐  
[下水道施設課] 山崎課長 瀬尾課長補佐兼施設維持担当課長補佐  
見山課長補佐兼施設工事担当課長補佐  
[経営企画課] 石田副局長兼課長 濱田副技術監兼計画推進担当課長補佐  
山内課長補佐兼経営戦略担当課長補佐  
[総務課] 湯崎次長兼課長 羽柴財務担当課長補佐 山本庶務担当係長  
池淵庶務担当主任  
[水道設計監理課] 長澤課長  
[給排水課] 津村課長

【農業委員会事務局】 古橋局長 妹尾農務担当係長

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

### 傍聴者

安達議員 稲田議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 田村議員  
徳田議員 戸田議員 又野議員 松田議員 矢田貝議員

報道関係者 1人 一般 1人

### 審査事件及び結果

議案第17号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
議案第18号 米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
議案第19号 米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例及び米子市水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
議案第21号 財産の無償譲渡について [原案可決]  
議案第23号 市道の路線の認定について [原案可決]  
議案第24号 市道の路線の変更について [原案可決]  
陳情第90号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 [不採択]  
陳情第93号 国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情 [不採択]

### 報告案件

- ・「米子市下水道事業経営戦略」の改定について（報告）[上下水道局]
- ・令和7年4月1日付 米子市上下水道局組織機構の改正について（報告）[上下水道局]
- ・令和6年度米子市水道事業中期財政見通し [上下水道局]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、7日の本会議で当委員会に付託されました議案6件、陳情2件を審査するとともに、報告を3件受けます。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

神門建築相談課長。

**○神門建築相談課長** そういたしますと、議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。今、画面に資料をおつけしておりますが、議案の大きくしたもので御説明をさせていただきます。

まず、改正理由についてでございますが、昨年11月、本委員会において報告させていただいておりますとおり、建築基準法、建築物省エネ法が改正され、全ての建築物に省エネルギー基準への適合が義務づけられることとなりました。それを確認申請において審査することとなるとともに、確認申請の審査項目を免除できる審査の特例、これが適用される対象が縮小されたことを受けたものでございます。

改正内容につきましては、ずっと御覧いただければと思いますけれども、審査項目が大幅に増えることとなることから、手数料の額を引き上げるとともに、省エネルギー基準への適合のさせ方について、計算によるものなのか計算を必要としない方法によるものかに応じて手数料を定めることとしたものでございます。

次に、資料の2を表示させていただきます。よろしいでしょうか。こちらのほうは、このたびの改正部分につきまして、新旧を比較したものを表示させていただいております。

まず、第1ページ目ですけれども、真ん中のほう、改定手数料抜粋というところがございまして、まず最初に、建築基準法関係の手数料、次のページに行っていただきまして、これが建築物省エネ法関係の手数料でございます。

今回の改正では、全体的に引き上げておりますが、特に建築基準法関係の引上げが大幅になっております。これは、少なくともこの30年間、改定がされておらず、審査項目も大幅に増えるということがありますので、この機に受益と負担の均衡を図る観点から、引き上げることとしたものでございます。これは鳥取県の手数料と同様の考え方でございます。

なお、施行につきましては、令和7年4月1日受付分より適用させていただくということにしております。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

錦織委員。

**○錦織委員** まず、この手数料を見て非常に驚いたんですけど、2.2から3.3、三、四倍ぐらいですかね。説明があったように県と4市も同額ということで、30年ぐらい上げてなかったということを聞きますと、審査項目も増えるっていうことだから、やむを得ないのかなというふうに思いますが、これらは、この手数料引上げによって消費者の負担が増えるのか、それとも事業者の負担が増えるのか、そういった点についてちょっとお尋ね

したい、確認したいと思います。

○西野委員長 岸崎建築相談課建築審査担当課長補佐。

○岸崎建築相談課建築審査担当課長補佐 先ほどの質問ですが、手数料でございますので、まずは申請者様、建築主様の手数料の負担が増えます。そして、建築基準法改正に当たって審査項目が増えたということで、設計図面が増えてますので、これも設計料等に反映されるものであると思いますので、申請者様への負担が増えると認識しております。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 何度も家を建ててるっていうことはほぼないと思いますので、やむを得ないっていうところかなっていうふうに思いますが、今回の改正でも、まだ免除をされるというところもあるように聞いてますが、それはこのところには反映してないと思うんですけど、どういったものでしょうか。

○西野委員長 岸崎建築相談課建築審査担当課長補佐。

○岸崎建築相談課建築審査担当課長補佐 先ほど免除の話が出ましたけども、鳥取県が調査をしたところ、中国管内及び民間確認検査機関で手数料を改定しておりまして、今、この近郊では、免除をされるところはちょっと認識しておりません。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 100平米以下とかっていうのが免除とかいうこともないですか。

○西野委員長 岸崎建築相談課建築審査担当課長補佐。

○岸崎建築相談課建築審査担当課長補佐 今のところ、面積の区分によつての免除は考えておりません。以上です。

○錦織委員 分かりました。

○西野委員長 よろしいですか。

○錦織委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のお意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よつて、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、市道の路線の認定について及び議案第24号、市道の路線の変更については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** それでは、議案第23号、市道の路線の認定について及び議案第24号、市道の路線の変更について、委員会資料のほうで一括して御説明いたします。それでは、通知いたします。

委員会資料2ページ目の市道の路線の認定等の一覧表を御覧ください。市道の認定路線が12路線、路線の変更が4路線ございます。認定の欄の路線名284、佐陀新田18号線から6128、両三柳55号線までの10路線が開発行為等によりまして本市に帰属されたもので、次に、路線名6129、両三柳56号線、6130、両三柳57号線の2路線につきましては、鳥取県が事業を進めております街路両三柳中央線の整備に伴いまして、鳥取県から移管を受ける予定としている路線で、以上の12路線を市道に認定するものがございます。

続きまして、議案第24号、市道の路線の変更についてですが、変更の欄の路線名2180、自衛隊米子駐屯地線から2315、前谷2号線の3路線ですが、こちらについても街路両三柳中央線の整備に伴いまして、新しい県道に接続する市道の位置の変更となりますので、市道の起点または終点を変更するものがございます。次に、路線名6071、西福原七丁目6号線ですが、開発行為により開発道路が本市に帰属されたため、終点の位置を変更するものがございます。

以上の16路線になります。

4ページ目以降は、市道の認定等の位置図及び起点、終点の写真となりますので、併せて御確認お願いいたします。

説明は以上です。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

渡辺委員。

**○渡辺委員** ちょっとお伺いしたいんですけど、開発行為によって認定っていう場合、工事自体は民間開発業者がして、それを市に譲り渡したという形だと思うんですけど、その場合は、もう事前にそういう予定で、市が行う道路整備の構造と同じような整備がされているのかだけ教えていただきたいです。

**○西野委員長** 遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** 言われるとおり、事前に開発事業者さんと協議をいたしまして、完成後は米子市のほうに帰属するというので設計のほうもされています。以上です。

**○渡辺委員** いいです。

**○西野委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第23号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、市道の路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前11時22分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第21号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

赤井農林水産振興局長。

○赤井農林水産振興局長兼農林課長 議案第21号、財産の無償譲渡についてにつきまして御説明いたします。令和7年米子市議会3月定例会議案の149ページを御覧ください。

これは、昭和40年に鳥取県で開催された全国植樹祭を記念し、日野町で事業を開始した市行造林契約に基づき、保育してきた造林木を土地所有者に無償譲渡するものでございます。市行造林契約とは土地所有者と結ぶもので、市が林野に造林等を行い、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分収するものでございます。造林木を皆伐、搬出する場合の採算性を見積もったところ、赤字が見込まれ、この費用を双方で負担することになります。今後も黒字が見込まれない中、土地所有者との協議の結果、契約期限の8月31日に合わせて無償譲渡しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様のご質問をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第21号、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時24分 休憩**

**午後 1時09分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第90号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります又野議員からの説明を求めます。

又野議員。

**○又野賛同議員** そうしますと、陳情第90号についての賛同理由を述べたいと思います。

最低賃金のほうは年々上がってきていますけれども、地域別最低賃金になっているため、賃金が高い都市部への人口の流出が止まらず、東京一極集中の原因の一つとなっています。ここにも書かれています。その結果、さらに地域間格差が生まれていくことになると思っています。

全労連の調査では、健康で文化的な人間らしい豊かな生活、教養を身につけたりとか、趣味や運動を行ったりすることなども含めた生活になりますけれども、そういう基準で最低生計費っていうのを積み上げる形で調べたところ、最低賃金が一番高いところ、東京のほうと一番低いところ、秋田県なんですけれども、ともに生計費という計算では月約25万円の計算になったそうです。しかし、地域別最低賃金によって賃金に差があるままでは、このようないろいろなところに出かけて見聞を広めたりすることや、例えば大学に行く子どもの仕送りなど、都市部と地方では、それらにかかる費用に差が出て、地方では様々な制限につながっていると考えます。住むところによってそのような差が出ないようにすることが必要だと思います。また、現在の最低賃金では、1日8時間働いても月14万円から17万円にしかならず、人間らしいそのような豊かな生活が送れない最低賃金になっていると思います。最低でも時給1,500円、そして1,700円を目指すことが必要であると考えます。

外国のほうでは、ヨーロッパのほうですけれども、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど、ほとんどの主要先進国においては、全国一律の最低賃金制度が採用をされています。ただ、アメリカでは、連邦最低賃金っていうのはあるんですけれども、州ごとの最低賃金が決まっていたり、カナダでも、全国一律の最低賃金ではありませんけれども、その国は広大な面積を持つ国であります。日本ほどの大きさで、地域別最低賃金を採用している国っていうのは、国によって最低賃金を定めている国の中では、私の中ではほとんど見つけることができませんでした。そして、先ほどの国々の最低賃金ですけれども、イギリスでは2,200円、フランスでは1,800円、ドイツ2,000円であり、また高いところでいえばオーストラリア、ニュージーランドなどでは2,400円となっています。先進国の中で日本は最低水準だと思われれます。そして、諸外国では、その最低賃金を保障するために保険料の事業者負担を軽減したりして、国が中小・小規模事業者に支援しているということもあります。

日本でも、中小・小規模事業所などに支援を行って、全国一律の最低賃金とし、健康で文化的な豊かな生活を送るために、最低賃金を1,500円に上げ、1,700円を目指す

ことが大事であると考えまして、賛同いたしました。以上です。

**○西野委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 今、御説明は何ったんですけど、労働者の側に立った説明っていうのはよく分かったんですけど、やっぱり中小企業の経営の問題とか、価格転嫁ができない、なかなかかっていうことで、なかなか私もこの米子の地でも、最低賃金が上がると、中小企業の経営者の方から、大変だというお話を伺います。これ一足飛びに1,500円の全国統一の賃金にしるというのが、私の感覚でいうと、中小企業をかなり苦しめる形になるんじゃないかと思うんですけど、そちらの方向性については何も今、陳情に書いてないから語られなかったのか、またはどういうお考えを持っているのか聞いてみたいと思います。

**○西野委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** 陳情の中でも、地方だけで対応するのは難しいので、国による相当の財政捻出をする決断も含めとありまして、具体的な話として私が先ほど申し上げたのは、保険料の事業者負担を減らすですとか、その減らすところで国に財政支出をしていただきたい、ほかというのを具体的なところでは考えておるところです。

**○西野委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 陳情の趣旨の中ほどよりちょっと下のところに、最低生計費試算調査で地域による大きな格差は認められませんかあるんですが、一般の感覚でいうと、やはり大都市のほうが家賃が高かったりして大きいんじゃないかなっていうふうに思うんですが、この格差が認められなかったというその数字の根拠っていうのが、もし説明がいただければと思います。

**○西野委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** 全労連のホームページにあるんですけども、家賃とかは確かに、これ東京と秋田を比べた部分なんですけれども、5万7,000円、東京都のほうはですね、秋田のほうは3万5,000円で計算してあるんですけども、例えば交通・通信費とか、東京都のほうでは1万2,000円、秋田のほうでは3万6,000円ほか、そこが私が見たところで大きな違いかないというところで、細かいところはいろいろあるんですけども。

**○西野委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、御意見を一人一人お願いいたします。

では、錦織委員からぐるっといきます。

錦織委員。

**○錦織委員** 例えば、セブン-イレブンのおにぎりの販売価格っていうのは、東京駅でも米子駅の構内でも同じなんです。ただ、それを売る人の時給は、最低賃金でいうと、東京だったら1,163円、米子だったら、鳥取県、957円と、206円も違うということです。それで、地域別最低賃金となっているからで、このままの状況が続ければ、やはり都会に人口流出が避けられないと、地域間格差も続くばかりだというふうに思います。このまま地域別を続けていいのかというのが問われるんですけども、政府は令和6年度補正と令和7年度予算で、例えば次世代の半導体を扱う国内企業、1社だけなんですけど、ラピダスには1.3兆円の異例の財政支援をしてるんですね。その一方で、令和7年度の中小企業予算は1,700億円しかありません。やっぱり全国一律の最賃にするには、このところの中小企業や小規模事業者への抜本的な支援が必要だというふうに思います。ここには具体的には書いておられないですけども、例えば先ほど言われた保険料の負担だとか、それから家賃の補助だとか、そういう中小企業への補助政策を具体的に、抜本的に支援することが必要であり、私は国に意見書を上げるということは、地域経済や市民の暮らしを支える上でも大変重要だと思ひまして、賛成したいと思ひます。以上です。

**○西野委員長** 次に、森谷委員。

**○森谷委員** まず、この陳情に対しては、不採択でお願いいたします。

その理由といたしましては、政府は、最低賃金額については2024年度の改定後、適切な価格転嫁と生産性向上支援によって最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向かって今努力されているというふうに伺っております。また、政労使間の意見交換も開催して議論を開始しているということも聞いております。そしてまた、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を押し上げるなど、地域間格差の是正に取り組んでますので、国の動向を注視してみたいと思っておりますので、この陳情に関しては不採択でお願いいたします。

**○西野委員長** 次に、門脇委員。

**○門脇委員** 私は、この陳情に対しては不採択、採択しないでお願いしたいと思ひます。

まず、この意見書案の1についてですが、渡辺委員も先ほど質問されてましたけども、私もやはり地域の実情というものを鑑みなければならないと思ひますので、この全国一律制度というのには無理があるのではないかと考えます。

2につきましては、昨年、賃上げ率が高水準となりまして、今後、2020年代に全国平均で1,500円という目標が掲げられていると理解しております。よって、ここに示されている直ちにとか1,700円には非常に違和感があります。

3につきましては、現在、中小企業等への環境整備の推進、経営基盤を強化、成長へ向けた支援で、賃上げ環境が整備をされているところでもありますし、今後も拡充されるものと考えます。

以上のことから、表題につきまして、政府は既にこの問題を認識し、対応を行っているところでもありますので、この陳情につきましては、不採択、採択しないでお願いしたいと思ひます。以上です。

**○西野委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 私も採択しないということで、森谷委員や門脇委員が言われましたとおり、政府は2020年代に、全国平均ですよ、平均1,500円という目標の達成に向かって今取り組んでおられますし、中堅、中小企業対策というのもこれから始めていく、どんどん打っていくということになってます。ですから、政府としては一律1,500円という形ではなくて、やはりさっき東京のコンビニのお話も出ましたけど、東京のコンビニの経営されてる方は同じ値段で売ってるかもしれませんが、売れる量っていうのは違うんですよ、全然。だから、それは経営者に入る収入ということになると思うんで、そこはやっぱり平均的に1,500円で私はいいいじゃないのかなというふうに感じてますんで、この陳情に対しては採択しないということで申し上げます。

**○西野委員長** 次に、吉岡委員。

**○吉岡委員** 私も不採択でお願いします。

理由は、1番の最低賃金法を全国一律制度に改正するというには一定の合理性があるということには理解をいたしました、2番の直ちにやはり1,500円ということは、昨日も報道ありましたように、パート賃金が6.53%、何もせずにも上がっているという状況で、最低賃金を直ちに上げるということにどれだけの意味があるのかなということには少し疑問が残ります。

あと、3番につきましては、中小企業の負担の支援ということで、保険料の事業者負担の減少ということなどが上げられておりましたが、今、若い人たちの悩みというのは、賃金が安い、高いということよりも、そこからどれだけ引かれるかということが大きな悩みになっていると感じております。そういった中で、社会保障費の削減ということを目指す上では、ここで保険料の事業者負担に国が財政支援をするということは根本的な解決につながっていないのではないかと考えますので、本陳情は不採択にしたいと思います。以上です。

**○西野委員長** 次に、森田委員。

**○森田委員** 私も結論、不採択を主張いたします。

理由は大きく2つございます。1つ目は、最低賃金の大幅な引上げで人件費が急増しますと、経営悪化を招く可能性が高いというふうに考えられますし、特に中小企業や個人経営の事業者にとっては人件費の負担が収益を圧迫し、場合によっては倒産につながるおそれがあるということが1点目。

2つ目は、この最低賃金が一律でばんと上がったときに、労働時間というものは減ります。パート、アルバイト層においては103万の壁とか今議論されてますけど、そういった観点での労働時間っていうのが減ってしまう。今、ただでさえ人手不足の世の中で、労働供給を制約してしまうというおそれもあり、こういった課題を踏まえますと、この最低賃金を一気に引き上げるのではなく、段階的に引き上げていくということが現実的であると考えため、本陳情には賛同できず、不採択を主張いたします。以上です。

**○西野委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私も不採択を主張いたします。

主な理由は先ほど来各委員から出てきたこととほぼ一緒ですけども、国と同じように少し前に鳥取県においても政労使の話し合う場がありました。ここでも、ほとんど中小・零細の事業者だったところで1円を上げるだけでも非常に難しいと。それをどうやってそ

の原資をひねり出すのかというところが一番課題だと。

この陳情には、私、2つあると思ってまして、一つは、先ほども出てたかもしれませんが、中小企業の活性化が進むそのことや中小企業対策に合わせていかないと、先ほど森田委員も言われましたけども、場合によっては倒産を招くというような追い詰められる事業者が非常に増える懸念があるのが一つ。

それから、もう一つは、後段のところ、購買力を上げることで経済が活性化するような形で書いてありますけども、経済は一般生活者の購買力だけで循環しているのではなくて、設備投資やいろんな様々なお金の動きの相対として動いていることなので、この部分だけが引き上げられても、先ほど言いましたように、設備投資ができなかったりとか、お金が循環しなければ、場合によってその逆の効果が出るということで、基本的に経済に対する考え方が私とは違いますので、この陳情は不採択といたします。

**○西野委員長** 次に、津田委員。

**○津田委員** 私も不採択を主張いたします。

皆さん、先ほどから言われておりますが、最低賃金近傍で働く人の実質賃金は急速に高まるんですけども、一方で、そうした人を多く雇用する企業では人件費が急速に高まっていて、企業収益が圧迫され、経営破綻に追い込まれるといったことや、また雇用の削減を余儀なくされる可能性が出てきます。それは最低賃金水準で働く人にはむしろ逆となってしまいます。その結果、経済が不安定になるおそれもあるということで、そのような弊害があります。

それからあと、首相は、2020年代半ばに最低賃金を1,500円引き上げると考えを明らかにしておりまして、2030年代半ばとしていた従来の政府目標を大幅に前倒ししております。国は、その2030年代を2020年代に前倒ししてまで取り組んでいるということで、国の動向を見ていくべきであり、今回、この意見書の提出は賛同できません。以上でございます。

**○西野委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第90号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…錦織委員]

**○西野委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第90号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○西野委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第93号、国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります又野議員からの説明を求めます。

又野議員。

**○又野賛同議員** では、陳情第93号の賛同理由を述べさせていただきます。

食料を輸入に頼っている状態では、この陳情に書いてありますように様々なリスクが出てきます。地球規模での気候変動や世界では繰り返される戦争などで、日本の食料の確保に困難を来すことが考えられます。そのため、国民の食料を国内で賄うということは、国の安全保障の中で基本であり、諸外国は農業にしっかりとお金をかけて食料自給率を上げています。例えばフランスでは農家の収入の8割、スイスでは、これ山岳地帯におけるところですけれども10割、アメリカでも5割が政府からの直接の補助金だということです。

日本においても、政府としては主食である米については、市場任せではなく、米の価格、そして供給を安定させる責任があると考えます。諸外国のように、農家の所得補償を行い、国内の農業の多くを占める家族農業経営を守り、食料の増産を目指すべきであると考えます。そのためには、食料自給率の目標を明確にし、明記して、農政の重点に置くということが必要になってくると思います。

そして、物価高騰で困っている人たちへの食料支援についても書いてあります。これも強化することや、地元の農産物の活用を進めていくことも大事になってきます。また、子どものいる家庭の経済的負担を軽減するため、全国の自治体で広がっている学校給食の無償化、現在国においても話が進もうとしていますけれども、それを後押しするためにも、この陳情を採択していただきたいと思います。以上です。

**○西野委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 一つお伺いしたいんですけど、陳情事項の2にある政府が主食の米について価格と需給に責任を持ちというのはどういった、具体的にはどういう考えでこれが書いてあるのかをお願いします。

**○西野委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** これ重なっているという感じになるんですけども、その上のところにあります生産者のなりわいを支え、消費者にも恩恵をもたらす農家への所得補償制度を確立してところで、この所得補償制度によって、消費者に対しては米の価格を安定させて、供給のほうですね、農家の所得を支えて供給も安定させるという意味で国によって価格と需給に責任を持って増産に転じるっていうことであります。

**○西野委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** それは読めば分かるんですけど、そして増産に転じること、これは食糧管理法の考え方で書いてあるんですか。

**○西野委員長** 又野議員。

**○又野賛同議員** かつては食管法によってやってた部分があるんですけども、今回のこの所得補償制度っていうのは、食料自給率目標を前提に、都道府県、市町村が作成した生産数量目標に即して、主要農産物の生産を行った販売農業者に対して生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を交付するということを考えているところでございます。

**○渡辺委員** ちょっと分からんな、どういう意味か分からん。ままいいわ。

**○西野委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 陳情趣旨の6行目に、稲作農家の平均所得が1万円、自給換算で10円とありますが、この根拠が分かれば教えてくださいというのと、あともう一つ、陳情事項の3番の最後のところに、地元産の安全などありますが、この言葉の意味、2つ教えてください。

○西野委員長 又野議員。

○又野賛同議員 1つ目の稲作農家の平均所得の件ですけれども、これ農水省の統計で出てますんで、そこから新聞の記事を見まして、新聞の記事で農水省の統計からっていうのがありましたんで、これは間違いないかなと考えております。

それと、最後のところですね、地元産の安全な農畜産物、食品の件ですけれども、この農民連の調査では、例えば輸入小麦を使ったパンからはグリホサートが検出されたりという調査が出ております。ですんで、地元産、国内産の小麦を農民連としては使っていこうというもともとの考えがありまして、そこから来ているものであると考えてます。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、御意見を一人一人お願いいたします。

津田委員からお願いします。

○津田委員 私は、不採択を主張いたします。

日本の食料自給率は、世界に比べて非常に低く、輸入品に頼ってしまうのは4つあります。輸入品の安さ、それからあと、食生活の外国化、それから飲食業界の発達、それから若者の農業離れ、農家の衰退ということでもあります。

それからあと、家族農業支援強化については、農業にはノウハウが必要であって、設備などの資金の支援だけでは困難であると考えます。

それからあと、国産食料の増産には、天候や災害、人件費の高騰、生産者の高齢化などによるデメリットが考えられ、現在の一時的な物価高騰だけ見ての考えだけの意見書の提出には賛同できません。ということで、不採択を主張いたします。以上でございます。

○西野委員長 次に、中田委員。

○中田委員 私も不採択を主張いたします。

今、津田委員が言われたこととも同じ部分もあるんですけれども、この陳情を捉えたときに、食料自給率っていう問題をまず捉えると、実際の日本人の食生活の現状から見たときに、例えば米でいうと、私が生まれた1962年の1人当たりの米の消費量っていうのは118.3キロ、そのときの人口は約9,518万人。今、22年のデータを見ますと、年間の1人当たりの消費量は50.9キロ、半分以下。それで、人口は1億2,500万人。こういった状況の中で、米は半分以下の消費になっている。しかも、実際の食生活を見る

と、小麦が占める割合が非常に大きくなっていて、要は、それを全て、小麦を日本でその分を調達する、安定的に生産をしていくっていうことは、私は耕地面積や地勢からいって困難だと思っています。

ですから、食料自給率の低さは問題ですが、実際の食料安全保障という面はもっと外交というか、貿易も含めたもので考えないと、それは確保は難しいと私は思いますし、この陳情は、米に主眼を置いたように見えるわけですがけれども、適正価格って、今、高いという騒ぎになって、確かに比較では高い。じゃあ、米の適正価格って幾らが適正ですかって言われたときに、ちゃんと答えられる人がいるんでしょうか。需要と供給のバランスで、しかも偶然のような需要と供給のバランスで価格が変動しているのだから、ここをそんな安定的な議論をすると、逆にそれこそ、それでなくても米っていうか、農家の、これを経済で見ると、健全な経済活動の状態ではない、保護された経済活動という状況下で見ると、この適正な価格っていうことについても、私はもっと議論が必要だと思っています。

したがって、この内容で米を主眼に置いた食料自給率を問うことと、それから、その安定のための国の関与、ちょっと言うと、昭和の食糧法時代のような時代に戻すような、そういう考え方には私は同意できないので、不採択を主張します。

**○西野委員長** 次に、森田委員。

**○森田委員** 私も結論は不採択でお願いをしたいと思います。

担い手不足の部分もいろいろあると思うんですけども、先ほど来ありますように、結論、どうやって稼げる産業にしていくかっていうところ、非常に重要な観点だと思っておりまして、農林水産省のほうだったと思うんですけども、今、米の話が主だと思うのでお米の話しさせていただきますと、未来の米づくりプロジェクトというものをやっていらっしゃるようでして、これは輸出促進のプロジェクトではあるんですが、生産実証で生産コスト6割減という結果も報告されておるところでして、そういった手法が確立されれば、国内向けにも転用可能だと思いますし、そのような、ある種技術革新みたいなものにもっと力を入れていくべきだというふうに思っております。

また、先ほど来ありますように、災害リスクというところもありますし、そういったことも考えますと、この食料安全保障を強化するという観点で食料自給率の向上というところには賛同できるものの、その課題をこの陳情に書いてある内容で達成できるかというところは必ずしもそうでないというふうに私は考えるため、不採択を主張いたします。以上です。

**○西野委員長** 次に、吉岡委員。

**○吉岡委員** 私も結論は不採択でお願いいたします。

食料自給率の向上、食料安全保障という面から、農家の皆さんを保護していくという考えは理解するところでありますし、この平均所得の低さを考えますと、所得補償制度というものも主食の稲作に限ってはあってもいいのではないかとこのふうには考えます。

そして、中山間地におきまして、どこまで行っても美しいあの農村風景が広がっている国土が荒れずに済んでいるというのは、ここにありますような家族農業経営というもののたまものではないかと感じておりますが、一方で、森田委員もおっしゃいましたように、担い手不足から来る大規模な効率的な、いわゆる稼げる農業というものも鳥取県内でも新たな取組もされている事業者さんも生まれてきていることから、その両立というのを図っ

ていくという道を進まねばならないのではないかと感じています。

また、質問いたしました地元産の安全なという文言につきましては、輸入の物にグリホサートが含まれていたりするのでということ、これは国内産という意味なのかなとも思いますが、体にとって安全ということは、入っている入っていないではなくて、その量と摂取する頻度によって異なります。そう考えると、国内産だからといって、地元産だからといって、輸入品だからといって安全ではないというふうな、ちょっとここは恣意的な文言が入っているかなと思いますので、不採択でお願いしたいと思います。

**○西野委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 私も不採択です。

今回、非常に消費者価格が上がって、国が備蓄米の放出をしたんですけども、多分一番間違えたのは作況指数間違えたんだろうなと私は感じてます。

集荷業者がどれだけ集めとるかっていう累計が多分、政府は完璧には取ってないんで、作況指数間違えて、要は一、二等にするためのときに、ふるい目の下に落ちてしまったんでしょうね。そうすると、昔でいうくず米というのになりますから、主食用には出回らないんで、ですから、集荷業者で集まった数字っていうのは政府が作況指数でたたいた数字よりかなり少なかったんじゃないかなというふうに思います。

それと、今、中田委員も言われましたけど、これまでも非常に安い価格で米っていうのは売買されてきたんで、ちょっと高くて消費者の方から話が出ると、ああ、これは高いんじゃないかというようなことになるんですけども、ある程度やっぱり農家が作りたい金額っていうのは政府も誘導する必要はあると思います。ただ、この陳情にあるような価格や時給や、そして増産っていうと、旧食管法みたいな感じがするんですけども、その食管法時代にあれだけの在庫を抱えて、幾らのお金でそれを解消したのか。その後、端境期の時給バランスが狂って昭和米騒動っていうのが起こったんですけど、取れてないのに入ってくる見込みを時給に入れてたんです、そのときには。ですから、全く端境期には在庫がなかったというのに、政府の発表では在庫があるという形になったんで、またそういうことを招くような販路のなき増産っていうのは、私はやっぱりすべきでなくて、輸出なら輸出で完璧に輸出できるという体制ができるとか、やっぱり農家の方には、販路がある米粉でもいいですけども、そういう政策を打ってから、政府っていうのはそっちに行くのが大切だと思いますし、もっと言うと、収入保険とか中山間地の直接払い、こういう制度を使って農家の安定っていうのはしていただきたいなと思います。

**○西野委員長** 次に、門脇委員。

**○門脇委員** 私も不採択、採択しないでお願いいたします。

陳情にございます趣旨は理解したつもりでございますが、私は農業に関しては、まず、我が国においては高温多湿で、やはり自然環境の下ではなかなか生産できる作物が限られておると思っております、その上、病害虫が頻繁に発生し、農業を営む上で、ほかの国に比べて不利な条件が多々あるということ認識しなければならないと思っております。

この陳情にございます食料自給率の重要性というのは理解できますが、現在の日本の農業に置かれている環境を考えれば、食料自給率の目標と達成するための計画を明記することは現実的ではないと考えておりますので、不採択、採択しないでお願いします。

**○西野委員長** 次に、森谷委員。

**○森谷委員** まず、この陳情に関しては不採択でお願いいたします。

内容に関しては皆様の意見も重々理解しながら聞いておりますけれども、私は食料安全保障の問題とか、また、食料自給率の向上、この点において農業と米づくりですね、本当に重要だということを感じておりますけれども、私が定例議会で何度か質問させていただいてるのが学校給食の問題であります。これは、学校給食に、特に米ですね、お米、有機米とか米を取り入れるということは少しずつ全国も広がっておりますけれども、そういった面では生産と安定した消費ということを考えれば、私は一番学校給食がベターというか、有効かなと思っておりますけれども、このように、無償化ということはちょっと私も考えてないんです。まず、でも、学校給食を通して、特に和食と有機米をどう国民で広がっていくのかということで、安定した生産と安定した消費ということがつながっていくんじゃないかということは思っております。

ただ、ここで述べられている1とか2とか、こういうことに関しては、私としてはちょっと納得できないところが多々ありますし、3に関しては、さっき言ったように、学校給食の無償化という前に、まず学校給食にどうこれが、有機米が、あと和食ですね、和食文化、こういったことが広がるかということで自動的に米の市場が広がっていくのではないかと思っておりますので、結論としては、この陳情に関しては不採択でお願いしたいと思います。

**○西野委員長** 次に、錦織委員。

**○錦織委員** 私は採択ということを主張したいと思います。

ロシアのウクライナ侵略が始まったときに、小麦が本当に入ってこないっていうことで、パンを作ろうにもスーパーに行けば棚に小麦粉がなかったということのをちょっと記憶に新しいんですけども、そういうこともありましたし、それから、生産者の減少だとか異常気象による品薄、それから、昨年来の米不足、価格高騰とかによって、こういうことを経験して、本当に国民は今、食料供給について大変不安を持っていると思うんです。

先日も、東大教授の特任教授ですかね、鈴木宣弘さんの講演がさなめホールであったばかりで、今引っ張りだこなんですけれども、日本の食料の自給率がカロリーベースで38%、それよりも下がってるっていう声もありますし、輸入肥料だとか飼料だとか、それから種などを換算すると、自給率は9%ぐらいじゃないかっていうことも言われていまして、今の不安定な輸入に依存した農業政策っていうのはやっぱり転換しないといけないなというふうに思います。食料自給率っていうのは、結局、本当に3人に1人は、外国と戦争が起こったときにはもう3分の1ぐらいしか食料食べられないなんていうようなことがなきにしもあらずということのを私は思うと、やっぱり食料自給率っていうのは、向上は食料の安全保障であって、またそれから、今、水田は自然のダムって言われて久しいですけども、そういったところがどんどんなくなって行って、山地が荒れてきた、災害にも弱くなってきたっていうこともやっぱりそういうことにもつながってくるというふうに思います。そういった国土と地域を守るためにも、不利益な地域でも家族農業が、そういったところでも支えるという家族農業経営っていうことも支える政策っていうものがやっぱり今非常に大事じゃないかなと。

先ほどの最低賃金法のと きにも言いましたけども、結構大企業には何千億円とか何兆円とかっていうふうな、出されてるわけですから、やっぱり国民の食料を守るっていうこと

では、もう少し価格保障だとか所得補償ということを実際に考えるべきじゃないかなというふうに思いまして、この陳情はぜひとも採択したいと思います。以上です。

**○西野委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第93号、国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…錦織委員〕

**○西野委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第93号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時54分 休憩**

**午後1時57分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局（旧水道局）所管について審査をいたします。

まず、議案第18号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯崎総務課長。

**○湯崎水道局次長兼総務課長** 議案第18号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。資料1を御覧いただけますでしょうか。

人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市の一般職においても、条例改正が既になされたものについて、これに準じて上下水道局の職員に対するものも改正するものでございます。管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯の拡大、また会計年度任用職員に対する勤勉手当及び定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するため、それぞれ適用除外としている規定について見直しをし、所要の整備を行うものでございます。

説明は以上となります。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様のご質問をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のご意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第18号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例及び米子市水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯崎総務課長。

**○湯崎水道局次長兼総務課長** 議案第19号について御説明をいたします。資料2を御覧いただけますでしょうか。

令和6年3月、水道法施行令の改正等を中心とする生活衛生等関係行政の機能強化のための法律の整備に関する法律、こちらが施行されました。令和7年4月に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されます。

改正の趣旨は、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、人材の確保が大変困難となっていることから、下水道工業用水、道路及び河川などの関連分野の実務経験年数の半分を技術上の実務経験年数に算入できることとすること。学歴、学科要件区分に大学等の土木工学科以外の卒業課程を追加すること。資格要件区分に土木施工管理技術検定合格を新設するなど、改正を行うものでございます。

地方公共団体が当該資格を条例で定める際には、こちらを参酌することとされているものですので、この改正に基づき、上下水道局でも当該資格要件の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第19号、米子市水道布設工事監督者に監督を行わせる水道の布設工事及び水道布設工事監督者の資格を定める条例及び米子市水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時16分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局（旧水道局）から2件の報告がございます。

初めに、令和7年4月1日付、米子市上下水道局組織機構の改正について（報告）。

当局からの報告をお願いいたします。

湯崎総務課長。

○湯崎水道局次長兼総務課長 資料3を御覧ください。令和7年4月1日付、米子市上下水道局組織機構の改正について報告いたします。

令和6年11月1日付で、暫定的に部と局に併置する形で上下水道局を発足いたしました。令和7年4月1日からは下水道事業において、地方公営企業法を全部適用とし、令和6年度末で市長部局としての上下水道局は廃止し、公営企業としての上下水道局に再編いたします。これに伴って、両事業を所管する上下水道事業管理者を設置いたします。組織の再編については記載のとおり、両事業に共通する業務を効率化し、下水道企画課を廃止し、3課で所管していた業務を2課に集約いたします。また、水質管理課及び営業課で業務を集約し、それぞれ担当を統合いたします。実質、1課、2担当の削減及び事務効率化による人員削減により、合計3名の減員といたしております。

イメージ図はそちらに記載の組織図のとおりとなっております。統合後はさらなる業務の効率化に取り組を進め、コストの削減をお図りします。さらには、上下水道両部門一体となった危機管理体制の向上を図り、より迅速な災害復旧体制の構築を目指します。

説明は以上でございます。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

吉岡委員。

○吉岡委員 効率化によってコスト削減ということでしたが、大体何%ぐらいの削減を目標にしておられますでしょうか。

○西野委員長 湯崎総務課長。

○湯崎水道局次長兼総務課長 予算におきましては、まずは人件費等が一番早く効果が出てくると思いますが、こちらにつきましては、組織統合後にしっかりとしたものをお示しできるように補正対応をしたいと思っております。

その他の効果につきましては、例えばシステムの統廃合などによりまして、現在、上水道事業と下水道事業でやってるもののシステムの共有化等をして、これから先に、また数字のほうが出てくれば、そちらのほうで効果を上げていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 初めにやはり目標値みたいなものがあつたほうがいいかなと思うんですが、今の段階では、そこはなかなかはかれないってということでしょうか。

○西野委員長 湯崎総務課長。

○湯崎水道局次長兼総務課長 先ほど申し上げました以上に、統合後の検証に基づいて、定員適正化なども期待できると思っております。こちらにつきましては、統合前に上水道、

下水道で同じような業務をいたしておりますので、こちらを現在統合して、そちらの定員適正化を図り、効率的な運営をしてまいりたいと思っております。その他に関しましても、その統合後に数字を詰めて、長期的に出していけるものと思っておりますので、またお示しできるときにお示しできればというふうに考えております。

○西野委員長 よろしいですか。

○吉岡委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和6年度米子市水道事業中期財政見通しについて、当局からの報告をお願いいたします。

羽柴総務課財務担当課長補佐。

○羽柴総務課財務担当課長補佐 令和6年度米子市水道事業中期財政見通しを資料4で御説明させていただきます。

1、期間は令和6年度から令和10年度の5か年としております。

3、経営の状況につきましては、経常収支比率、流動比率、料金回収率等の各指標は、類似団体と比較しておおむね効率的で健全な経営を維持しております。詳細は7ページに資料2、経営比較分析表で示しておりますので、別途御確認ください。

3ページに移ります。財政基盤安定化の取組を記載しております。水道事業においては平成19年度から令和2年度までの間において、約38億円の財政効果を出しておりますが、経営戦略策定以降についても記載のとおり、約14億円の財政効果を見込んでいます。3ページの下のほうに移りまして、5、今後の財政見通しですが、引き続き給水収益が減少傾向にあり、支出面においては計画的な投資事業の実施に伴う、減価償却費の増加などが見込まれるため、純利益は減少していくものと見込んでおります。このような状況でも、老朽化した施設や管路の更新、耐震化は不可欠であるため、収支の結果生じる不足額は内部留保資金を取り崩して補填しながら、良質な水道水の安定供給を維持してまいります。

5ページに移ります。表の緑色の部分に当年度純利益を記載しております。今後も収入が減少する傾向にある中、物価上昇や減価償却費の増加などに伴い、支出が増加する見込みであり、令和12年度に純損失が生じる見込みです。また、5ページの一番下、オレンジ色の部分に補填後の剰余金、または欠損金を記載しておりますが、純損失と同様に、令和12年度に欠損金を計上する見込みです。

6ページに移ります。オレンジ色の部分が企業債残高です。計画的に企業債の借入額を減少させてまいります。結果、期間中に12億116万円減少し、令和10年度末の残高を112億9,275万円と見込んでいます。引き続き、良質な水道水を安定供給するため、財政基盤の安定化と計画的な建設投資に取り組んでまいります。

説明は以上です。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様のご質疑、御意見をお願いいたします。

森田委員。

○森田委員 何点か確認させていただきたいなと思います。

3 ページの今後の財政見通しのところで、令和12年度には収益的収支において純損失の発生が見込まれるというふうに書いてありまして、令和5年の12月にも多分報告をしていただいたときには、令和10年度には収益的収支において純損失の発生が見込まれると書いてあって、2年後ろ倒しになっているというところの要因というのはどのように分析をされておられるのか伺いたいと思います。

○西野委員長 羽柴総務課財務担当課長補佐。

○羽柴総務課財務担当課長補佐 純利益が上振れした点ですけども、予算のほうでも説明がございました、給水収益がコロナ禍で大幅に減少しておりましたが、経済の活発化によりまして収益が予定よりは増えました。あと、費用のほうは動力費ですね、電気代に伴う動力費のほうは、燃料費調整額が高騰しておりました、もうちょっと上がる予定だったんですけども、予定よりも減少しておりますので、その辺りの費用を下げておりますので、2年間後ろのほうにずれたという形になりました。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 要因について聞かせていただきました。

令和5年12月の説明の際に、料金改定の話も少し触れられていたように記憶をしております、その時期が令和9年以降を予定しているというような話だったかと思うんですけども、これも後ろ倒しになるのか、そうでないのかというところもちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○西野委員長 湯崎総務課長。

○湯崎水道局次長兼総務課長 料金改定についてのお尋ねでございますが、損益分岐点は一つの料金改定の目安と考えております。そこで、水道局内部でも料金制度検討委員会を立ち上げて、継続して協議を進め、研究をしているところでございます。損益分岐のみならず、借入れ計画ですとか事業の実施計画ですとか、それ以外のものを総合的に判断して、今、適正な率、適正な時期を検討を進めているところでございますので、またお示しできる時期が来ましたら、皆さんにお示しして、御意見をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、損益分岐だけでなく、企業債への残高とかもちょっと気になる部分もありますので、そういったところを総合的に鑑みて取り組んでいただけるとのことだったので、また引き続きお願いしたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、以上で上下水道局（旧水道局）からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時54分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局（旧下水道部）から1件の報告がございます。

米子市下水道事業経営戦略の改定について、当局からの報告をお願いいたします。

石原下水道企画課係長。

**○石原下水道企画課総務担当係長** 米子市下水道事業経営戦略の改定につきまして、その概要を報告いたします。資料1、米子市下水道事業経営戦略の改定についてを御覧ください。

経営戦略は主に3年ごとに改定しておりまして、経営環境の変化と新たな課題に対応するために、経営戦略の内容を見直したことによるものでございます。

1番、経営戦略の概要と改定の基本的な考え方についてでございますが、経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画でございます。公営企業として公共用水域の保全や生活排水処理サービスの提供のため、施設老朽化の対応をする改築更新などの必要な投資を行いつつ、その財源を確保し、安定的かつ持続的に下水道事業を運営していくという考え方に基づいて改定しております。

2番、計画期間についてでございます。経営戦略の計画期間としましては、令和6年度から令和15年度までの10年間としています。

次に、3番、経営戦略に反映しました主な取組について説明いたします。まず、必要な投資についてでございます。雨水管理総合計画や農業集落排水施設の統廃合事業など、新たに策定された事業計画につきまして経営戦略に反映しますとともに、ストックマネジメント計画の見直しや年度間の事業量の調整を行いました。

次に、維持管理費の推計と経費削減の取組についてでございます。最新の人口動態等を踏まえた使用料収入の長期予測、近年の物価上昇を踏まえた経費の増加見込みにつきまして、経営戦略に反映しますとともに、省エネ施設の導入など、経費削減につながる取組を記載しております。

2ページ目をお開きください。次に、事業継続のための財源確保についてでございます。事業継続のために損失を回避し、利益を確保する必要があり、投資・財政計画におきまして汚水処理費を賄えるよう、使用料改定を実施することとしております。

続きまして、4番、投資・財政計画に反映した内容について説明いたします。収益的収入の使用料につきまして、汚水処理費を賄える水準を維持するため、令和9年度に15%、令和12年度に7%の使用料改定を想定して作成しております。また、本経営戦略の計画期間後も3年から5年ごとに使用料水準の検証を行うこととしております。

次に、収益的支出につきまして、①番、公共下水道施設の第2期包括的運転維持管理業務委託の見込みを、物価上昇や労務費の増加傾向を踏まえて算定をしております。また、②番の動力費の減少につながる取組や④番の維持管理費の削減の取組、⑤番の人件費などの削減の取組など、それぞれ投資・財政計画に反映しています。

次に、資本的収入につきまして、企業債の借入れを適切に行い、資金の確保や将来負担の低減につながるよう調整した金額を計上しております。

最後に、資本的支出につきまして、雨水管理総合計画など、新規事業計画の反映をするとともに、特定の機関に事業量が偏りすぎないように、年度間の事業量の調整を行っております。

次に、3ページ目をお開きください。5番、収支の見込みについてでございますが、現行の使用料水準のままですと、毎年度純損失を計上する予測となり、現在確保しています

繰越利益剰余金も令和12年度には枯渇する見込みとなっております。対しまして、使用料改定を令和9年度、令和12年度に実施した場合、令和9年度以降、毎年度純利益を計上する想定となっております。

6番、今後の取組についてでございます。事業の安定運営のため、より一層の経営改善に努めます。項目につきましては、資料記載のとおりでございます。

最後に、経営戦略の事後検証についてでございますが、毎年度の決算後に計画値との比較と、投資・財政計画のローリングを行います。また、3年から5年ごとに経営戦略の検証、見直しを行い、PDCAサイクルなどを活用することにより、事業の安定的かつ持続的な運営を目指します。

下水道事業経営戦略改定の概要につきましては、以上でございます。

**○西野委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

錦織委員。

**○錦織委員** この戦略の2ページ目の収益的収入っていうところで、今後、いろいろ努力しても赤字に陥りますよということで、使用料の推計ということで、令和9年度に15%、令和12年度に7%の使用料改定を想定しているということで、両方足すと23%の値上げということになるんですかね、22%。ということになると、先ほどの水道料金の利用料も令和12年度に収支のバランスが、純損益が生じるっていうことで、そこでもう恐らく手数料の値上げっていうことが考えられる、想定できるんですけども、今、上下水道局が統合されて、ちょっとイメージとして、水道料は水道料で値上げ、下水道料金は下水道料金で値上げということで、実際に市民負担としてはどういう形で表れてくるのかっていうのをちょっと教えてもらいたいですけども。

例えばもう毎年、毎年、何か上がって、今年は下水道料金、今年は水道料金、また2年後には下水道料金の使用料の値上げというふうな、そういう感じでやってくるのかなと、市民の負担増といえば、イメージがちょっと湧かないんですけど。今までがどうだったのかっていうのも、ちょっと私も分かってないんですが。

**○西野委員長** 横木下水道企画課長。

**○横木下水道企画課長** 使用料の改定についてでございますが、水道料金の改定につきましては先ほど上水道のほうから説明があったかと思えます。この場では下水道使用料の御説明をさせていただきたいと思えますけれども、下水道使用料につきましては、料金につきましては定期的に検証といいますか、見直しを行っております。その中で、使用料を改定するときもあれば、据置きのある年もあるというところがございます。もちろん、使用料を改定しますと、増額ということになりますと、住民負担というのが増えるという形になりますので、使用料につきましては、下水道事業の運営審議会の中で、使用料の体系ですとか、また単価、そういったところにつきましては、本当にこれで適正であるのかどうかというのは審議を尽くしていただいております。

今回の経営戦略におきましては、戦略上は令和9年度と令和12年度に、それぞれ改定を想定しております。こちらにつきましては、使用料ですとか有収水量の減少、それから、施設の老朽化による改築更新などの費用の増加などを見越しまして、現時点での計画においては、このタイミングで使用料改定をしなければ事業運営の継続が困難であるという想

定でつくっております。

委員さんがおっしゃいますように、もちろん、住民負担ということは重く受け止めておりますので、なるべく使用者の負担が少なくなるような形で運営をしていきたいと、努力を続けていきたいと考えております。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** それは、そういうことは前提でちょっと私も質問したんですけど、市民的には、ここは下水道なんですけども、先ほどちょっと、前段では水道局のほうの説明があって、そこでも収益的収支で純損益が生じるってということになるのが令和12年度かなということが出てたんで、そうすると、それを前後して、また使用料の引上げというのは当然考えられるんですけども、それがこの年度には、市民の側からすれば、今年水道料金の値上げ、来年は下水道料金の値上げっていうふうな、そういう形でやってくるのでしょうか。分かりますかね。どういうのかな。

上下水道局っていうふうに一応統合されたので、そこら辺のことはもう従前と一緒にですか、従前のやり方と一緒になんですかね。

**○西野委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 組織を統合して、できるだけ経営効率を上げていくということに、これからより一層力を尽くしていきたいということは、かねて申し上げてるとおりであります。

先ほど課長も説明いたしました、市民の皆さんの負担をできるだけ低くするように、そのことに向かって上下水道局を運営していくというふうに思います。

今、委員のおっしゃってるのは、その中で上下水道が、どう上水、下水が絡んでくるのかという御趣旨かなと思ってお聞きしましたけど、やはり組織の運営効率を上げるために一緒にしますけど、経理はやはり上水と下水というのはそれぞれセグメントが違いますんで、これを井勘定にして一緒にやるというわけには、これはなりません、受益者も微妙に違いますので。したがって、上下水道を統合したとしても、経理を一緒にして語るといことはなかなか難しい、ただ、委員の御趣旨は、そうは言っても市民負担の平準化といいいましようか、を考えたときに、それぞれの値上げのタイミングとかというようなものを新しい上下水道という組織の中で、それぞれ勘案しながら進めるべきではないかという御質問であれば、当然そういったことも含めて考慮、勘案しながらやってはいきますけども、やはり基本はインフラ事業として、持続可能性をしっかりと担保していくということが大事でありますので、その辺のバランスを取りながら、要はできるだけ市民負担を上げないように経営効率を上げていくということに、新しい組織体制で引き続き全力で取り組んでいくということになると思います。以上であります。

**○西野委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

津田委員。

**○津田委員** 3ページ目の(2)の維持管理経費等の削減というところに2つ丸があるんですけども、これの動力費等の削減につながる効率設備の導入というところと、あと、業務委託だとかDX情報の通信技術の活用による人件費をはじめとした各種経費の削減というので、もし分かればいいんですけども、これについてどのぐらいの削減ができるかですか、費用対効果というか、そういうものを分かればお教え願えませんでしょうか。

○**西野委員長** 山崎下水道施設課長。

○**山崎下水道施設課長** 御質問の維持管理費の低減、削減についての取組の金額ですかね、どの程度という。ちょっとこの取組なんですけど、例えば動力費等の削減につながる高効率設備の導入や施設の再構築とあるんですが、結構中長期スパンの取組になってきます。というのが、世にある効率的な設備の導入よりも、さらに、特に電力の費用を低減させる効果のある、ちょっと実証的な取組に既に取りかかっておりまして、新年度、ちょっとそれは国に対して実証事業の応募というのを考えております。その結果、うまくいけばですけど、今、処理場でかかっている電力費の30%は削減できる見込みだとにらんでおります。処理場にかかる電力料金で一番最も多くかかるのが、生物処理をしますんで、池の中の微生物を飼うために曝気といいまして、泡を底からぶくぶくぶくぶく出してる設備があるんですけど、この設備が、言ってみれば、下水の水処理をする電力の6割以上を占めると言われておりまして、その6割を占める電力を圧倒的にちょっと効率化できるような、実証設備の導入というのを考えております。ただ、これすぐ結果が出る話ではなくて、今後、5年、6年、7年とかかかって実証に取り組む事業としておりますんで、そういった取組を今、してるところです。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** 分かりました。こういう取組ですね、省エネに対する取組で、削減をしていただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 先ほどの錦織委員の御意見に関連するんですが、やはり住民から見ると、組織が一緒になったのに料金がばらばらとか、経理がばらばらっていうのは分かりにくいとともに、やはり職員の皆様の負担というか、事務作業も減らないように思いますし、相互に何か新しいものを生み出していくような経費削減みたいなことになってくると、経理も分けてるということも合理的ではなくなるような気がするんですが、将来的にそこも全部一緒にするというようなことは難しいんでしょうか。

○**西野委員長** 遠藤下水道部長。

○**遠藤下水道部長** 経理を同じに将来的にできないかということですけど、結論からはっきり言いますと、これは法律上、それぞれの事業の会計を一緒にしてやるっていうのはできません。ただ、合理化という観点で、親和性がある事務等についての担当を複数の職員で一緒になってやるっていうことはもちろん可能なんですけど、事業会計そのものをごっちゃにするっていうのはできないということでございます。

○**吉岡委員** 分かりました。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**西野委員長** ないようですので、以上で上下水道局（旧下水道部）からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後3時12分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野 太 一